

令和 3 年 度

定期監査・行政監査結果報告書

令和 4 年 3 月

さぬき市監査委員



# 令和3年度定期監査及び行政監査の結果について

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査及び行政監査

## 2 監査対象

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行

(1) 令和2年度分

(2) 令和3年度(4月1日から基準日まで)

① 実地監査に関する基準日・・・令和3年9月30日

② 各課等対象監査に関する基準日・・・令和3年11月30日

## 3 監査の評価項目及び実施内容

予算、議決、法令等に基づく適正性のほか、経済性、効率性及び有効性に主眼を置き監査を実施した。

特に、地方自治法第2条第14項(最少の経費で最大の効果を挙げる。)及び第15項(組織及び運営の合理化等)の規定の趣旨に則って事務事業が実施されているかに重点を置いた。

また、市の内部統制(リスク・マネジメントの業務上のリスクや手順を見える形にし、危険を予防・抑制するためのリスク管理の手法)に注視して監査を実施した。

監査は、各部署から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

## 4 監査日程

(1) 監査期間

令和3年11月16日から令和4年1月31日まで

(2) 監査実施日及び実施場所

### ① 実地監査

実施月日	対象施設・実施場所	所 管	課 等
11月16日	造 田 小 学 校	教育委員会事務局	学校教育課
	長尾放課後児童クラブ	健康福祉部	子育て支援課
	長 尾 小 学 校	教育委員会事務局	学校教育課
11月18日	志 度 小 学 校	教育委員会事務局	学校教育課
	さぬき市郷土館	教育委員会事務局	生涯学習課
	雨滝自然科学館	教育委員会事務局	生涯学習課

② 各課等監査

実施月日	部 署 名 等	実 施 場 所	
1月18日	市 民 部	生 活 環 境 課	本 庁 4 階会議室
		市 民 課	
		税 務 課 債 権 管 理 室	
1月20日	教育委員会事務局	教 育 総 務 課	寒川第2庁舎 2階会議室
		学 校 教 育 課	
		生 涯 学 習 課	
1月21日	健 康 福 祉 部	国 保 ・ 健 康 課	寒川庁舎1階 多目的ホール
		福 祉 総 務 課	
		長 寿 介 護 課	
	津 田 診 療 所	津田診療所	
1月24日	市 民 部	総 合 支 所	寒川庁舎1階 多目的ホール
	健 康 福 祉 部	子 育 て 支 援 課	
		幼 保 こ ど も 園 課	
		障 害 福 祉 課	
1月25日	市 民 病 院	総 務 企 画 課	市 民 病 院 2 階会議室
		患 者 サ ー ビ ス 課	
	会 計 管 理 者	会 計 課	
	建 設 経 済 部	下 水 道 課	
	監 査 委 員 事 務 局		
1月27日	プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室		
	総 務 部	危 機 管 理 課	
		秘 書 広 報 課	
		財 産 活 用 課	
1月28日	建 設 経 済 部	都 市 整 備 課	本 庁 4 階会議室
	農 業 委 員 会 事 務 局		
	建 設 経 済 部	農 林 水 産 課	
		商 工 観 光 課	
1月31日	議 会 事 務 局	議 事 課	
	総 務 部	政 策 課	
		総 務 課	
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局		
市 民 部	人 権 推 進 課		

## 5 監査結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、全般的な指摘として、監査資料において、資料提出後または監査時における補正や訂正が多数見受けられた。今後は、事前確認を十分行い、正確な資料の提出を求める。

また、別記において、個別的な指摘として、各部署に対し監査委員の意見を付すものである。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して3か月を経過する日の属する月の月末までを目処に行われたい。

また、監査期間中に判明した軽微な指摘事項、改善事項等については、さぬき市監査基準第6条（指導的機能の発揮）により、適宜、口頭にて助言を行った。

今後も、法令等を遵守し、厳正かつ適正な経営に係る事務事業の実施に努められたい。

### 【監査結果の評価及区分の基準】 ※監査結果の取扱基準

区 分	基 準
勸 告	① これまでに複数回にわたって指摘事項となっている案件で、是正又は改善の措置や検討がされていないもの
	② 指摘事項に定める基準に該当し、特に監査委員が勧告する必要があると認めるもの
指摘事項	① 法令等（法律、政令、省令、条例、規則、要綱、基準等）に違反しているもの
	② 予算の目的及び範囲に違反しているもの
	③ 著しく不経済又は非効率的執行となっているもの
	④ 著しく適正を欠くもので是正する必要があるもの
	⑤ すでに指摘事項、指導注意事項及び検討事項となっている案件で、是正又は改善の措置や検討がされていないもの
指導注意事項	① 指摘事項のうち、軽微な誤謬等と見受けられるもの
	② 事務処理における軽度な誤り等で、直ちに補正すれば特段の支障がないもの
	③ 今後、是正又は改善の必要があるもの
	④ その他、適正を欠くもので特に注意を要すると認められるもの
検討事項	① 今後、是正又は改善のための検討が必要と認められるもの
	② 特別な理由により、是正又は改善に長期間にわたって時間が必要と認められるもの
委員意見	① 監査結果に基づき、意見を述べる必要があると認められるもの
	② 特に要望する必要があると認められるもの

令和3年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 3 年度	結果No.	1
監査結果の区分	検討事項	対象組織	プロジェクト推進室
指摘・意見等の項目	受付窓口の在り方について		
指摘・意見等の内容	<p>市役所への来庁者から、「受付を一箇所で行えないのか」または「複数課に回らされた」等の声が聞かれる。</p> <p>空き家関係の業務を例に挙げると、迷惑空き家の相談窓口や除却支援については1階の生活環境課、空き家対策協議会事務局やリフォーム支援については2階の都市整備課、空き家バンクについては3階の政策課と担当課が分散している。</p> <p>業務の内容上、対応が各々の課になることは承知しているが、市民の方を担当課へ案内するのではなく、例えば、「空き家関係」と言えば1階の生活環境課が窓口となり、各担当者が1階へ動くなどの職員派遣型の体制を整えることができるのではないかと考える。</p> <p>今後の自治体運営においては、職員も「市の業務はサービス業である」という意識を持つことが大切になってくる。事例業務だけでなく、その他の受付についても、ひとつの窓口で複数の手続きを可能にする体制を目指し、サービスを受ける側の目線で業務に当たる仕組みが整えられるよう期待する。</p>		

監査年度	令和 3 年度	結果No.	2
監査結果の区分	委員意見	対象組織	健康福祉部障害福祉課
指摘・意見等の項目	障害のある方への避難情報の提供について		
指摘・意見等の内容	<p>各種災害が起こった場合、災害状況や避難情報の受け手側である視覚障害や聴覚障害のある方などが、住み慣れた地域であっても情報を取得することが難しい場合が想定される。</p> <p>防災及び災害対策の主管課である危機管理課において、避難行動要支援者名簿等を活用し、様々な方法を模索しているが、現在の情報提供体制が有効なものか、または、どのような形の情報発信が適切かについては、当事者からの声を聞くことが必要ではないかと考える。</p> <p>そのため、障害のある方と日常的に接する機会の多い障害福祉課が、当事者の方々からの声を吸い上げ、反映させることが大切である。</p> <p>今後、障害のある方が望む対策を構築していけるように、危機管理課に対して、当事者からの意見を提言できる体制づくりに努められたい。</p>		

令和3年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 3 年度	結果No.	3
監査結果の区分	検討事項	対象組織	総務部財産活用課
指摘・意見等の項目	普通財産等の一元管理について		
指摘・意見等の内容	<p>公有財産の管理については、通常、売払い等が可能な普通財産については財産活用課で管理し、それ以外の財産については行政目的に沿って各課で管理している。</p> <p>しかし、教育委員会の学校跡地において、地元が利用している等により、引き続き教育委員会で管理しているものが見受けられる。</p> <p>このように、普通財産や学校跡地の公有財産（以下、「普通財産等」という。）についての管理を複数部署で行った場合、情報が分散し、有益な利活用の機会を失うのではないかと危惧する。公有財産の総括管理を分掌事務とする財産活用課において、普通財産等に関する土地情報を一元管理し、また、受付窓口にもなることにより、一括して売払いできる土地なども見えてくるのではないかと考える。</p> <p>今後においては、普通財産等について、全庁的に把握することによって、最適な活用方法の検討を期待する。</p>		

監査年度	令和 3 年度	結果No.	4
監査結果の区分	検討事項	対象組織	教育委員会事務局 学校教育課
指摘・意見等の項目	スクールバスの有効活用について		
指摘・意見等の内容	<p>学校教育課で保有しているスクールバスについては、学校教育活動の一環として、学校への登下校、校外学習等に活用をしている。</p> <p>しかし、その内容や運行時間の聞き取りを行った限りでは、バスの効率的な活用ができていないと言えない。児童や生徒のために、平日の空き時間、または、土、日曜日などにも有効的な活用ができるのではないかと考える。</p> <p>今後、スクールバスの有効な使用について、学校や事業者と十分に協議し、地区大会への参加利用など、より良い活用方法の検討を期待する。</p>		

令和3年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 3 年度	結果No.	5
監査結果の区分	指摘事項	対象組織	総務部財産活用課
指摘・意見等の項目	随意契約の適正な執行について		
指摘・意見等の内容	<p>随意契約については、平成27年度の定期監査時に、「随意契約を締結する過程において不正があった場合、組織としてどのように対処するのか」と指摘した際、「関係課から様式により随意契約報告書の提出を毎月求め、随意契約の必要性を厳しく見極めながら適正な判断を行うこととする」との回答を得ている。</p> <p>しかしながら、今回の定期監査において、随意契約報告書と定期監査資料との突合を行った結果、報告書未提出の部署が見受けられた。</p> <p>また、「随意契約の必要性を判断する」と回答しているが、監査の結果、実施できていないことが判明した。これについては、財産活用課の分掌事務において、「契約事務の調整」を所管していることにより、内部統制的観点から指摘したものであるが、指摘に対して真摯な対応が取られていないことは遺憾である。</p> <p>今後において、随意契約を適正に管理するために、財産活用課として、随意契約の必要性をチェックするためにどのような対応が行えるかについての検討を強く求めるものである。</p> <p>また、各部署の定期監査資料にて随意契約理由などを確認したところ、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号の適用理由が適切なものであるか疑義を抱くものが見受けられた。今後において、適切な運用が行えるように、全庁的に課内での「さぬき市随意契約ガイドライン」に沿ったチェック体制の強化も求めるものである。</p>		



令和3年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 3 年度	結果No.	6
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	総務部政策課
指摘・意見等の項目	地域活性化支援事業補助金交付要綱について		
指摘・意見等の内容	<p>地域活性化支援事業補助金で支出されている事業において、他の事業で申請することが適当であると考えられるものが見受けられた。</p> <p>地域活性化支援事業補助金交付要綱第2条では、補助事業の主な要件として「地域課題の解決を図ることを目的に団体が自主的かつ主体的に取り組むものであること」と定められている。</p> <p>しかし、この要綱の内容では、抽象的な表現であり、恣意的な判断に陥り、適性を欠いてしまう可能性が生じると考えられる。</p> <p>このことから、要綱の運用に際しては、補助目的の意図する要件を十分に精査し、適正な事務の執行に努めるよう要望する。</p>		

監査年度	令和 3 年度	結果No.	7
監査結果の区分	指摘事項	対象組織	教育委員会事務局 生涯学習課
指摘・意見等の項目	雨滝自然科学館の収支管理等について		
指摘・意見等の内容	<p>雨滝自然科学館の親子教室などにおける会計処理について、不明瞭な部分が見受けられた。</p> <p>収入においては、売上数や金額が分かる受付伝票や集計はあるが、支出においては、経理や支出の根拠となる書類に不備があり、収支管理について不適切な状態であった。</p> <p>公の施設での事業については、市の会計事務に沿った管理を行い、根拠書類についても整理、添付されるよう改善されたい。</p> <p>また、備品についても、備品台帳の管理が不十分であり、適正な管理を行うよう求めるものである。</p>		